

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

NTN健康保険組合（以下「組合」）、NTN株式会社（以下「NTN」）及びNTNアドバンストマテリアルズ株式会社（以下「AMC」）は「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する疾病予防に係る事業と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」「NTN」及び「AMC」は共同で実施する事項（別紙「NTN健康保険組合及び加入事業主が共同で実施する健康診査事業における個人情報の共同利用の公表について」）について以下の通り定める。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) 健康経営推進に係る取組み

3. 留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」「NTN」及び「AMC」は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「組合」「NTN」及び「AMC」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」「NTN」及び「AMC」は、本覚書を証とするため、3通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。本覚書は令和2年10月1日より有効とする。

令和2年11月16日

NTN健康保険組合

理事長 白鳥 俊則

NTN株式会社 EHS (環境・労働安全衛生) 統括部

部長 山崎 雅之

NTNアドバンストマテリアルズ株式会社

取締役社長 松永 顕宏